

令和二年二月二十一日受領
答弁第五四号

内閣衆質二〇一第五四号

令和二年二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出内閣府における桜を見る会の招待者の取りまとめに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出内閣府における桜を見る会の招待者の取りまとめに関する質問に対する答弁書

一について

「桜を見る会」の招待者については、内閣官房及び内閣府において氏名や役職等の情報を基に最終的に取りまとめてきたところである。

二について

お尋ねの「内閣府としての判断」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「須く稟議書の形式で」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「行政各部の意思決定」を具体的にどのようなように行うかについては、各省庁等において判断されるものであると考えている。